

特記仕様書

名張市公共施設マネジメント室

1:番 号 令和 6 年度 () 第 24006 号

2:委 託 名 薦原分団薦生地区消防ポンプ庫解体及びコミュニティ消防センター新築工事設計業務委託

3:場 所 名張市 薦生 地内

4:履 行 期 限 令和 6 年 10 月 31 日まで

5:計画施設概要・設計条件

1)計画施設概要等(詳細は協議により決定する)

対 象 施 設 概 要	設 計 概 要
・コミュニティ消防センター新築及び既設ポンプ庫の解体 (a) 施設名称 (薦原分団薦生地区コミュニティ消防センター) (b) 所在地 (名張市薦生字崎切 227-1) (c) 施設用途 (消防関連施設) (d) 敷地面積 約 159.75 m² (e) 用途地域 指定なし地域 建ぺい率 60% 容積率 200% (f) 防火地域 法 22 条区域 (g) 延べ面積 新築建築物 45 m²程度 (コミュニティ消防センター) 解体建築物 23.67 m²(消防ポンプ庫) (h) 主要構造 新築建築物 鉄骨造 解体建築物 補強コンクリートブロック造 (i) 階数 1階(新築・解体建築物共) (j) 所要室等: ポンプ庫、会議室(ミニキッチン)、洋式便所、ホース乾燥塔 ※仕様については参考とし、監督員等と協議の上決定する。	整備計画は下記及び別紙図面による。 ・コミュニティ消防センター新築に係る実施設計業務 一式 ・既設消防ポンプ庫解体に係る実施設計業務 一式 ・地質調査業務 一式(スクリーウエイト貫入試験 3 箇所×4m程度) ・建築確認等申請業務(ユニバーサルデザイン関連含む)一式 ・既設ポンプ庫及びホース乾燥塔解体・撤去 一式 (既設ホース乾燥塔の移設検討含む) ・外構工事 一式 ・上記に伴う電気・機械設備工事 一式 (既存放送設備の移設含む) ・工事費積算業務(内訳書は RIBC2 により作成) 一式 ・その他監督員からの指示による箇所の改修

2)設計条件等

- ・設計内容等については消防関係者及び地元関係者等からの要望を詳しく聞き取り、監督員も含めて十分な協議を重ねた上で、予算にあった設計内容とすること。
- ・工事に必要な仕様形態に合った安全な仮設計画図を作成すること。
- ・工事に伴い各関係機関(市・県・国・消防及び電気、水道、下水道等全て)との事前協議、申請書等作成・提出・訂正・受理等全て本契約に含むこととし、契約後速やかに工事に支障のないよう十分な協議を行うこと。
- ・原則、受注者にて施設管理者等と連絡を取り協議の場を設定すると共に、打ち合わせ協議事項については、随時監督員に書面にて報告すること。
- ・業者見積徴取にかかる経費及び掛率等の調査に係る経費はすべて本契約に含む。
- ・原則本工事に伴う別途工事は無いこととし、全ての工事は設計範囲内とする。

6:委 託 内 容

- 1) 設計条件の整理
- 2) 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議
- 3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との協議
- 4) 要求等の確認
- 5) 建築設計
- 6) 電気設備設計
- 7) 機械設備設計

- 8) 都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法に基づく申請書の作成及び手続き(ユニバーサルデザイン関連の申請も含む)
- 9) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給事業者への申請書等の作成及び手続き
- 10) 工事費積算業務
- 11) その他、法令等に係る申請書作成及び手続等の本設計に必要な業務
- 12) 建物の石綿含有建材調査
- 13) 下記10)に示す成果品の作成
- 14) 上記業務に必要な関係公官庁協議、現地調査、立会い、設計審査協議、地元協議への参画、各種打合せ等の業務

7:業務の実施

1)一般事項

- a: 設計業務は提示された設計条件、関係法令及び下記適用基準等によって行う
- b: 業務計画書を提出すること
- c: 実施工程表を提出すること
- d: 毎月履行状況報告書を提出すること
- e: 関係官庁及び部署との打合せは必要に応じて行い、速やかに記録を作成し提出すること
- f: 本計画施設の設計にあたり、現地調査を入念に行い設計図面にも反映すること。
- g: 工事における重機の据付位置・動線、材料等の搬出入経路、仮囲い、足場等を十分検討のうえ、仮設計画を作成し指定仮設も含め設計図書として整備すること
- h: 建物計画は協議等により決定するものであり、計画段階での会議において本業務の受注者は図面等の資料を作成し、出席及び説明等を行なうこと
- i: 建築確認済等は委託期間内に受領し設計内容に反映すること
- j: 設計図書成果品は監督員の指示に従い作成すること

2)適用基準等(図書は最新版とする)

- a:共通
 - ・建築設計基準及び同解説
 - ・官庁施設の総合耐震計画基準
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル(三重県条例)
- b:設計
 - ・建築工事設計図書作成基準及び同解説
 - ・公共建築工事標準仕様書及び監理指針(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書及び監理指針(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・公共建築木造工事標準仕様書
 - ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・建築設計基準
 - ・建築構造設計基準及び同解説
 - ・建築設備設計基準
 - ・建築工事標準詳細図
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ・建築積算のための仮設計画標準図
- c:積算
 - ・建築数量積算基準・同解説
 - ・建築工事内訳書標準書式・同解説
 - ・公共建築改修工事の積算マニュアル
 - ・公共建築工事積算基準
 - ・公共建築工事積算基準等資料
 - ・公共建築工事積算基準の解説(建築工事編、設備工事編)(最新版)
 - ・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り
 - ・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料
 - ・刊行物(採用地域の優先順位: ①伊賀、②津、③四日市、④三重、⑤名古屋、⑥大阪、⑦東京・全国)
※刊行物については、複数の刊行物の原則平均値を採用すること。(単価・材料共)
※地域別単価を採用していない刊行物及び年単価については、不可とする。

- ・見積書、カタログ(原則三社以上にて比較し、比較表を添付すること。)

※見積による単価決定は設計者にて実勢価格の聞き取り調査を行い決定すること。又、掛率等の決定根拠資料を添付すること。

- ・単価決定図書原本(該当箇所マーキング)及び積算算出根拠図書原本(該当箇所マーキング)を提出すること。

・設計内訳書は営繕積算システム RIBC2により作成する。作成に必要な RIBC2は期限付きライセンス等を取得することとし、本ライセンス取得料は本契約に含むものとする。なお、修正設計によるリース契約の延長に伴う費用は受注者負担とする。

- ・RIBC2 による内訳書の作成要領等については監督員と協議し指示に従うこと。

3) 成果品の提出について

成果品は種類ごとに見やすくインデックスを添付すること。また、委託期間終了の10日前までに仮提出し、監督員の確認を受けること(図面は縮小版で可)

4) 成果品の取り扱いについて

提出された成果品については、工事中の施工図及び完成図の作成、完成後の維持管理、改築、増築、改修等、発注者が自由に公表または使用することができるものとする。

5) その他

- ・本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて、発注者と受注者の協議により定める。
- ・受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

8: 管理技術者等及び再委託

- ・管理技術者、照査技術者、建築及び設備担当者を配置し報告すること。(実務経験経歴書を提出) ※建築士事務所登録がない事務所への再委託は不可

- ・打合せ会議には必要に応じて各担当者が出席すること。

- ・管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

- ・照査技術者は、成果品の内容の技術上の照査を行い、照査を行った事項について委託完了時に照査技術者による報告書を提出すること。

- ・管理技術者及び照査技術者、建築・設備担当者の資格は「一級建築士」とし、照査技術者はそれぞれの担当者と兼ねることができない。ただし原則すべて一級建築士が望ましいが建築・設備担当者については二級建築士でもよいものとする。

- ・電気設備担当者、機械設備担当者、構造担当者、そのほか追加業務(積算・測量・地質調査)はそれぞれ再委託とすることができるが、必ず管理技術者の指導監督の下で業務を行い、管理技術者はその内容を把握すること。また、その委託契約状況の確認ができる書面(注文書等)の写しを提出すること。なお軽微な業務内容、又は建築士でなければならない設計以外の設計等業務であっても同様とする。

- ・受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面(建築士法第 24 条の 8 に規定)を提出しなければならない。

- ・設計業務を行う再委託先は建築士事務所登録を行っていること。また設備設計業務及び設備設計補助業務は、建設備士等に再委託すること。それぞれ建築士事務所登録証及び担当者の資格免状の写しを提出すること。ただし、建築士でなければならない設計以外の業務(コピー、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算を除く)、模型作成、透視図作成等の簡易な業務)についてはこの限りではない。

- ・受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。

- ・再委託先は入札参加資格停止期間中であってはならない。

9: 資料の貸与及び返却

- 1) 貸与資料 : 井手・結馬・坂之下地区コミュニティ消防センター新築工事 竣工図(紙媒体、CAD データ)、 建築確認等申請書類 一式
既存ポンプ庫 竣工図(紙媒体)

- 2) 貸与期間 : 委託期間中

- 3) 返却時期 : 委託期間終了時

※RIBC2 用単価データは積算時に提供するため、適当な時期に監督員に連絡すること。

10:成 果 品

	項 目	提出部数	製本等	備 考
1	計画施設に関する実施設計図書 一式 国土交通省告示98号 別添一 1 設計に関する標準業務 二 実施設計に関する標準業務 ※仮設計画図を含む	原図 1 部 (要押印)	A2 2ツ折 2 部 A3 2ツ折 2 部 (背、表紙は刻印文字) ※テプラ不可	・原図には携わったすべての設計者が押印すること ・図面は JWW データ及び PDF データでも提出すること(CD-ROM 2 部) (データは成果品と同レベルで出力できるよう調整すること)
2	工事予算書	1 部		・原則 RIBC2 にて作成し、RIBC2 データも提出すること
3	数量計算書	1 部		・全ての項目について、数量計算書を作成すること。
4	単価決定根拠資料	1 部		・刊行物写し(マーキング)
5	見積書、カタログ等	1 部		・見積書、カタログ等の比較表を作成すること ・ 実勢価格の調査を行い掛率などを決定すること。また、その報告書も作成すること
6	各種技術資料	1 部		・製品カタログ ・各種検討書(地質調査結果、構造検討資料等)
7	打合せ記録簿 ※随時提出	1 部		官公庁、電力会社、上下水道部、消防、施設管理者等との協議のすべてを含む。
8	法令等に基づく申請図書及び許可書	1 部		確認申請書ほか
9	契約書、本特記仕様書に記載のある書類	1 部		
10	その他、指示する書類	指示による		

※ 上記 2 ～ 10 については、ファイルに綴って提出すること。

(目次及びインデックス等で分類し詳細に整理すること。(単価決定図書(刊行物)原本は除く))

※ 上記成果品のうち電子データにて納品できるものは、提出部数以外に CD-R にて 1 部提出すること。

11:そ の 他

- ・概算工事費設計書を 8月中旬までに作成し提出すること。また同時期に設計審査を実施するため、計画図(配置図、平面図、立面図、矩計図、構造図、電気機械設備図)、地質調査報告書及び工事予算書等を整理しておくこと。
- ・委託期間中に行う設計審査の資料作成及び会議に出席すること。
- ・本仕様書に特記なき事項は三重県業務委託共通仕様書に準じる。
- ・RIBC2 のライセンス取得費、地質調査業務費は特別経費として本業務に含むものとする。
- ・業務完了後、図面等成果品に不備が発見された場合は、受注者は発注者の指示により迅速且つ誠実にこれを修正すること。不備によって発注者及び工事受注者等に損害を与えた場合は受注者の責任において損害賠償を行うこと。また、それに備えた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じること。